

第2期 八代市成年後見制度利用促進計画 (概要版)

成年後見制度とは

認知症、知的障がい、精神障がいなどで、判断能力が十分ではない人について、本人の権利を守る援護者（成年後見人等）を選ぶことで、法律的に支援する仕組みです。支援を行う人を「成年後見人等」、支援を受ける人を「成年被後見人等」と呼びます。

●成年後見人等の役割

財産管理

預貯金の管理等の支援を行います。通帳や証書の保管、賃貸不動産の管理等も行います。

身上保護

福祉サービスの利用や医療・福祉施設の入退所手続き、費用の支払い等、日常生活に関わってくる契約等を支援します。

●成年後見制度の種類

任意後見制度

判断能力が十分にあるうちに、将来、判断能力が不十分となった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ支援者（任意後見人）に代理権を与える契約を結んでおく制度。

法定後見制度

判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所によって成年後見人等が選ばれる制度。
本人の判断能力の程度に応じて、更に3類型に分けられます。

後見

保佐

補助

〈計画策定の目的〉

平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、また、令和4年3月には「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。この計画では、権利擁護支援策の一層の充実等成年後見制度利用促進の取組を更に進めていくこととされています。八代市においても、成年後見制度の利用を含め、権利擁護支援が行き届く地域社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第2期八代市成年後見制度利用促進計画」を策定しました。

〈計画の位置づけ〉

成年後見制度の利用の促進に関する法律
第14条第1項に規定される市町村計画

〈計画期間〉

令和6年度～令和8年度（3年間）

〈第1期計画における取組（主要施策8つ）〉

基本目標1 成年後見制度の広報・啓発

- (1) 広報機能の充実 … 研修・講演会の開催(市民向け)、啓発パンフレット等の配布
- (2) 関係機関の理解促進 … 研修の開催(関係機関向け)等

基本目標2 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- (3) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築・整備 … 中核機関の設置、協議会による助言等(※1)
- (4) 成年後見制度利用者のための相談体制の構築 … 中核機関における相談対応等
- (5) 本人に寄り添った成年後見人等の選任に向けた取組 … 申立て時の家庭裁判所への情報提供等
- (6) 成年後見等開始後の成年後見人等に対する相談体制の構築 … 選任後の引継ぎケース会議の開催等

基本目標3 担い手確保に向けた取組

- (7) 成年後見人等の確保 … 市民後見人の養成、法人後見実施団体の支援・育成等
- (8) 成年後見制度利用支援事業の充実 … 要綱改正(報酬助成対象者拡充)等

※1 中核機関、協議会：4ページ参照（イメージ図内に記載）

〈成年後見制度に関する八代市の現状〉

①人口は減少し、高齢化率等は上昇

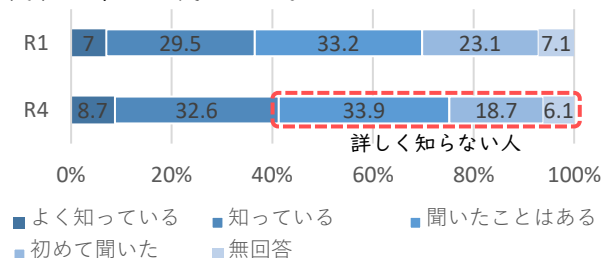
	R3年4月	R5年4月
人口	124,895人	122,015人
高齢者人口	42,833人	42,619人
高齢化率(※2)	34.3%	34.9%
認知症高齢者率(※3)	12.9%	12.9%
療育手帳所持者	1,628人	1,775人
精神手帳所持者	1,408人	1,488人

※2 高齢化率：高齢者数/人口

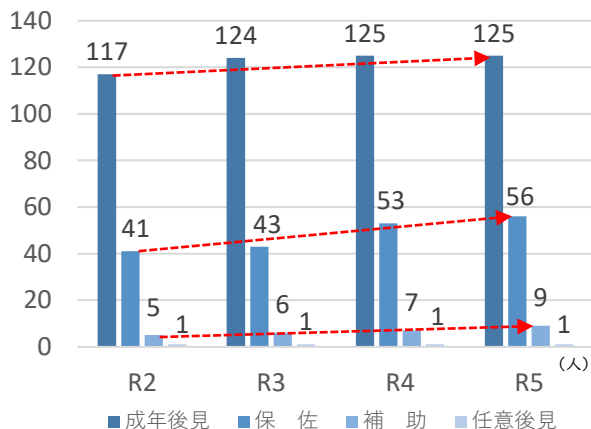
※3 認知症高齢者率：認知症高齢者数/高齢者人口

③市民の成年後見制度認知度は上昇

しかしながら、制度を詳しく知らない人の割合は未だに高いです。



②成年後見制度利用者数は微増傾向



④支援者等の成年後見制度理解は進んでいる

一方で、多くの支援者が、制度上の役割を超えた支援を求める傾向にあります。

⑤専門職後見人等の受任件数は年々増加

成年後見人等の仕事は、利用者本人が判断能力を取り戻したり、亡くなるまで続くため、一人当たりの受任件数は増加し続けています。

〈今後取り組むべき課題〉

- 課題1 成年後見制度が未だ正しく広く認知されていない
- 課題2 八代市成年後見支援センター（中核機関）機能の更なる周知と役割の明確化
- 課題3 成年後見制度に関する支援体制の強化
- 課題4 成年後見人等の担い手の支援・育成の継続



一人ひとりが尊重され、 誰もが安心して暮らせるまち やっしる

〈第2期計画 基本目標と主要施策〉

第2期計画では、第1期計画から更に支援の視点を広げ、成年後見制度を含めた総合的な支援として“権利擁護支援”の取組を推進していきます。

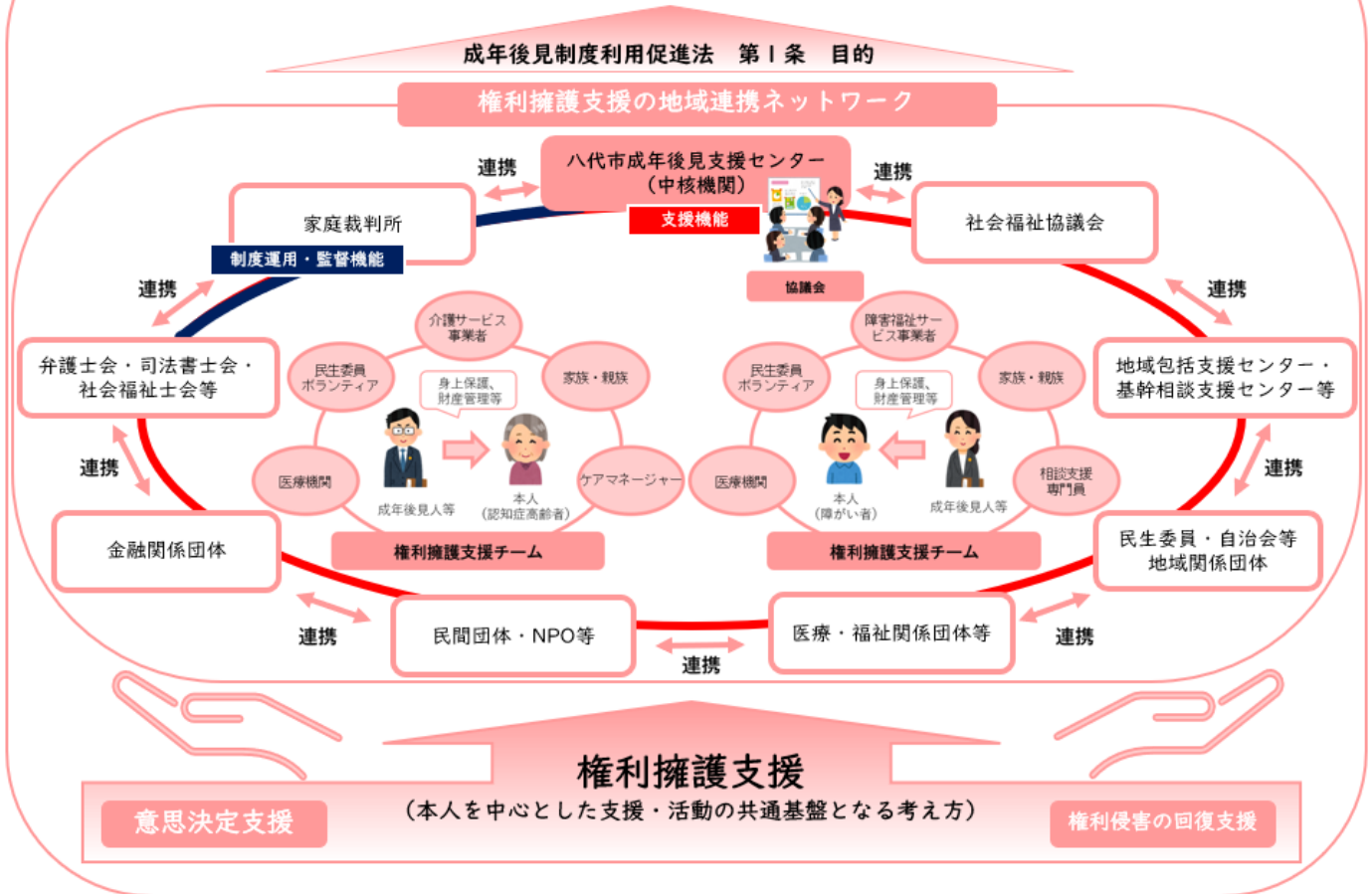
課題	基本目標	主要施策
1	成年後見制度の理解促進	1 成年後見制度の広報・啓発 重点 本人や家族等をはじめとする市民へ向けた、理解しやすい周知・啓発の取組を実施します。福祉・医療関係機関職員や民生委員、金融機関職員等が、成年後見制度や権利擁護支援の必要性について学ぶことのできる環境を整え、関係機関の理解を深めます。
		2 八代市成年後見支援センター機能の更なる周知 八代市には権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートを行う中核機関として「八代市成年後見支援センター」が設置されています。このセンターが担う機能について、チラシの配布や研修会等における更なる周知の取組を行い、関係機関の理解を促進します。
2	権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能強化	3 権利擁護支援の地域連携ネットワークの役割の明確化と連携体制強化 重点 地域や福祉、行政などに司法を加えた「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」について、その存在や役割を周知し理解の浸透を図ります。また、多機関合同事例検討会を実施する等して、支援を必要とする人の発見から適切な権利擁護支援につながる体制を整えます。
		4 権利擁護の相談支援の周知・強化 権利擁護を必要とする人が必要な権利擁護支援につながるよう、市民及び関係機関からの制度の利用等に関する地域の相談窓口として存在するセンター及び一次相談窓口（※4）の周知を強化します。
		5 権利擁護支援チームの形成支援 本人を日常的に見守り、必要な権利擁護支援の対応を行う「権利擁護支援チーム」（※5）が、適切に形成されるよう、市協議会の専門職と連携して権利擁護支援方針の検討を行います。また、成年後見制度の申立て支援や適切な成年後見人等の選任に向けた取組を行います。
3	権利擁護支援チームの機能強化	6 権利擁護支援チームへの支援の充実 成年後見等開始後に成年後見人等が日常的に相談できる体制を維持します。また、成年後見人等を含めた権利擁護支援チームのメンバーがそれぞれに適切な支援を行うことができるよう、必要に応じてケース会議を開催します。
		7 成年後見人等の確保 重点 地域共生社会の実現に向けて、市民後見人の育成・支援を継続します。現在法人後見を実施する社会福祉協議会との連携・支援を進めるとともに、社会福祉法人などの地域の様々な主体が参画し、市全体で権利擁護の取組を実施できる体制づくりを推進します。
4	担い手確保に向けた取組の継続	8 成年後見制度利用支援事業の推進 申立てに要する費用負担や成年被後見人等に対する報酬の助成など成年後見制度利用支援事業として実施する支援内容について周知を行い、低所得者においても制度を利用しやすい環境を整えます。

※4 一次相談窓口：地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、障害者相談支援事業所、社会福祉協議会

※5 権利擁護支援チーム：4ページ参照（イメージ図内に記載）

八代市における地域共生社会実現に向けた権利擁護支援の推進
～権利擁護支援の地域連携ネットワーク イメージ図～

地域共生社会の実現



地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として“権利擁護支援”を位置づけた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの充実に取り組みます。

成年後見制度は、
住み慣れた地域で自分らしい生活を送るために必要な
“権利擁護”における重要な手段です



成年後見制度や権利擁護についてのお問い合わせは、
八代市成年後見支援センター（市役所 高齢者支援課 内）まで
☎0965-33-4436

八代市 成年後見



令和6年3月
発行 八代市 健康福祉部 高齢者支援課・障がい者支援課
〒866-8601 熊本県八代市松江城町1-25
TEL:0965-33-4436 FAX:0965-33-8983

